

倉吉市上下水道局企業管理規程第1号

倉吉市上下水道局事務分掌規程及び倉吉市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年4月1日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市上下水道局事務分掌規程及び倉吉市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

(倉吉市上下水道局事務分掌規程の一部改正)

第1条 倉吉市上下水道局事務分掌規程(昭和43年倉吉市水道事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線の引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(課及び係等の設置) 第1条 略 2 <u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定による地方公営企業の業務に係る公金の徴収事務その他の窓口業務を行わせるため、上下水道局にお客様センターを置く。</u>	(課及び係の設置) 第1条 略
(分掌事務) 第5条 課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 業務課 (1)~(20) 略 <u>(21) お客様センターに関すること。</u> (22) 略 工務課 (1)~(10) 略	(分掌事務) 第5条 課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 業務課 (1)~(20) 略 (21) 略 工務課 (1)~(10) 略

(倉吉市上下水道局会計規程の一部改正)

第2条 倉吉市上下水道局会計規程(昭和43年倉吉市水道事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線の引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)を加える。

改正後	改正前
<p>(収入の調定)</p> <p>第14条 主管課長（上下水道局の課長をいう。以下同じ。）は、収入の調定をしようとするときは、収入の根拠、所属年度、収入科目、納入すべき金額、納入義務者等を明らかにした書類を添付し、決裁を受けなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(収入の調定)</p> <p>第14条 主管課長（上下水道局の課長をいう。以下同じ。）は、収入の調定をしようとするときは、収入の根拠、所属年度、収入科目、納入すべき金額、納入義務者等を明らかにし、<u>業務課長に合議の上</u>、決裁を受けなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>
<p>(収納金の取扱い)</p> <p>第19条 現金取扱員は、現金を収納した場合は、当該現金をその内訳を示す書類を添えて当該収納した日のうちに<u>企業出納員又は出納取扱金融機関等</u>に引き継がなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、翌営業日に引き継ぐことができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 収納事務受託者は、現金を収納したときは当該現金を収納した日から契約で定める期間までに、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を企業出納員に送付し、<u>又はその収入について記載した領収済通知書を添えて当該現金を出納取扱金融機関に払い込まなければならない。</u></p>	<p>(収納金の取扱い)</p> <p>第19条 現金取扱員は、現金を収納した場合は、当該現金をその内訳を示す書類を添えて当該収納した日のうちに<u>企業出納員</u>に引き継がなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、翌営業日に引き継ぐことができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 収納事務受託者は、現金を収納したときは当該現金を収納した日から契約で定める期間までに、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を企業出納員に送付し、<u>当該現金を出納取扱金融機関に払い込まなければならない。</u></p>
<p>(過誤納金の還付)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>管理者は、第1項の過誤納金について、施行令第21条の11第1項の規定により収納事務受託者に支出の事務を委託した場合は、必要な資金を収納事務受託者に交付するものとする。</u></p> <p>4 <u>収納事務受託者は、前項の過誤納金を支出したときは、遅滞なく報告書を作成し、債権者から徴した領収書その他の証拠となるべき書類を添えて管理者に提出しなければならない。</u></p>	<p>(過誤納金の還付)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p>
<p>(契約の手続)</p> <p>第93条 管理者が行う売買、賃借、請負その他の契約は、この規程に定めるもののほか、財務規則及び建設工事執行規則の例による。<u>この場合において、財務規則第118条中「令第167条の2第1項第1号の規則で定める額」とあるのは「施行令第21条の14第1項第1号の管理規程で定める額」と、同規則第118条の2第1項中「令第167条の2第1項第3号及び第4号の規則で定める手続」とあるのは「施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の管理規程で定める手続」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(契約の手続)</p> <p>第93条 管理者が行う売買、賃借、請負その他の契約は、この規程に定めるもののほか、財務規則及び建設工事執行規則の例による。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
(倉吉市水道事業の検針事務委託に関する規程の廃止)
- 2 倉吉市水道事業の検針事務委託に関する規程（平成13年倉吉市水道事業管理規程第3号）は、廃止する。